

仙台市自転車の安全な利活用推進協議会設置要綱

(令和4年1月18日 市長決裁)

(目的及び設置)

第1条 本市における自転車施策に関する基本的な方針等を定める計画（以下「計画」という。）の策定及び計画に基づく個別の施策の実施に当たり、有識者等の意見を反映させ、もって本市における自転車の安全な利活用の推進を図るため、仙台市自転車の安全な利活用推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画に基づく個別の施策の実施に関する事項
- (3) その他本市における自転車施策に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、関係団体、関係機関又は市の職員その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
- 3 協議会には、必要に応じオブザーバーを置くことができるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内で市長が定める期間とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）を利用した会議への出席は、前項の規定による出席に含めるものとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民局生活安全安心部自転車交通安全課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和4年1月18日から実施する。